

現行16名を2名減

次の一般選挙から

14名に

5月28日

第二回臨時会

直接請求による議案

(議員定数を十二名に改める)を否決

条例改正請求代表者田村守氏から、議員定数を十二名にする直接請求が町長に提出され、これに基づく議員定数改正案が第二回臨時会で審議されました。

臨時会では活発な討論が行われ採決の結果、改正案は否決されました。

当日は、傍聴席に入りきれないくらいの住民のみならずが傍聴され、熱心に議論に耳を傾けていました。臨時議会での議論の様子をお知らせします。

請求代表者の意見陳述

田村 守氏

それでは、私の意見を述べさせていただきます。

本議題は、先ほどの資料及び町長のお話のとおり、条例の定めるところにより開かれるものであります。それは、法定数一四八名以上の署名があれば足りるところ、大幅に上回る一、一三九名の町民のご署名をいただきました。

このことは、今私どもが取り巻く環境が、まことに

大変なときにさしかかっていると思えます。離農は相次ぎ、先ほど口蹄疫のお話がございました。そんな農家の環境がまことに悪化しております。あわせて、町の事業者の方々の廃業は目につき、急激な人口減となっております。

その中であって議員数だけが変わらないということ、は、変わらないということの町民の反発にほかならないと思えます。それは、わずかな期間で集めさせていただきますました一、一三九名

の皆さんの総意かと思っております。

さて、定数に関してですが、昨年、議員定数に関する集まりをもたれたわけでございますが、その結果はいかがでございましたでしょうか。話は行き詰まり開店休業の状態と聞いております。

そこで、私たちは今年に入りまして二・三人の間がどうしたらよいものかと思案の末、それでは委員会を傍聴しようということになりましたが、なかなか前例とか今までの慣例とかということでは実現しませんでした。なぜゆえ、前例・慣例にしばられるのでしょうか。前例・慣例にしようか。前例・慣例は議員さん自ら作るものではないかと思っております。時代とともに変わっていくものと考えますし、開かれた議会あるいは町政を口にされている皆さんには、自らそれを閉ざしていると言わざるを得ません。まして、今回の案件に対しても前例がございましたでしょうか。もし

あるのであればお示しをいただきたいと思います。残

念ながらその前例はないと思えます。はじめての案件であり前例や慣例などあるはずありません。その時々時代、人によって作られるものと思っております。今回のこのことが、良き先例として町政に生かされることを期待しております。

傍聴を要望しても許可されることがなくなり、それではどうしたら良いかということになりましたが、みんな考えて抜き、法的に肅々とやらざるをえんだろうということに話がまとまりまして、限られた時間の中で手分けをして署名に走ってまいりました。

その中で感じたことは、町民の皆さんはそれぞれ関心があるということ。私が回った中には、全員が十四名十六名は多すぎると申されておりました。そして十二名でもまだ多いという方もおります。できれば十名もしくはそれ以下にしても良いというご意見もありました。

総じてみれば、十四名もしくは十六名は町民の目線

特集 議員定数

からみれば問題外であります。今回提出の十二名が全体の妥当な数ではないかと思っております。もし、仮に議員さんがその心がありますならば、それ以上踏み込んだ数字を提示できるのではないのでしょうか。そうすれば、町民の議員さんに対する見方も変わってくると思えますがいかがでしょうか。

とは申せ、議員の皆様には、直接利害にかかわる問題ですので、なかなか口にも出せずお悩みのことだと思います。

しかし、町民の感覚目線からすれば、これは議員の方々が提起をし決定していただくのが、最良の方法ではないでしょうか。それができなかったことを私たちは残念に思います。

ここはどうか、たかが一、一三九名とは思われず、されど一、一三九名の町民が署名してくれたんだと謙虚にお考えになりご判断をいただきたいと思います。

もし、だめとなれば後は、先ほど提案された町長の再提案もしくは議員提案しか

議員定数関係の主な審議の流れ

月 日	会議名等	内 容
平成21年 6月11日	議会運営委員会	議長から、議会運営委員会に議員定数の検討を含む「議会改革の取り組みについて」諮問。議会運営委員会は、議員定数等の検討を始める
10月28日	議会運営委員会	「議員定数等に関する意見を聞く会」を開催
12月7日		標茶町議会議員の定数削減等を考える会(会長 菅原宝作)から「次期選挙までに標茶町議会議員の定数を12名以内に削減を求める陳情」(陳情第5号)が出される
12月8日	議会運営委員会	議会運営委員会の議員定数に関する検討結果について14名とする内容を全議員に報告
12月9日	第4回定例会	上記陳情は陳情第5号として総務委員会に付託
12月14日	議会運営委員会	議員定数を14名とする中間報告書を議長に提出
平成22年 2月8日	総務委員会	陳情第5号の審査を行い、陳情者・狩野徹会長代行の意見陳述を行う
2月17日	総務委員会	陳情第5号の審査を行い、「議員定数については、昨年議会としても取り組んでおり、現在も協議中、12名以内に削減するという数字にはとらわれるものではない」との意見を付し全会一致で不採択とした
3月5日	第1回定例会	陳情第5号は、総務委員会の「不採択とすべきもの」との委員長報告について表決の結果、賛成全員で、不採択となった
5月18日		条例改正の直接請求を行うため署名活動を行っていた田村守代表は、1,139名の署名簿とともに、議員定数を12名とする条例改正案を町長に提出
5月28日	第2回臨時会	直接請求に基づく議員定数改正案を審議するため臨時会が開催され、請求代表者の意見陳述、討論の後、表決の結果、議員定数を12名とする改正案は賛成少数で否決
6月16日	第2回定例会	議員定数を13名及び14名とする議員提案が2件出され、表決の結果14名とする議員提案が賛成多数で可決

なくなりませんが、そのわずらわしさははかり知れませんが、今回で終わりにしていただきたいと思えます。

しかし、それぞれの案件がことごとくだめとなれば、町民の意志を無視した議員の特権意識を出されたエゴとしかいいようがありません。主権者は誰なのかという疑問もわいてきます。主権者は議員ではなく町民であって、その結果が

一四二名あれば足りるところ一、一三九名という多くの人が署名をしてくれたことにほかなりません。そのことを踏まえればおのずとおわかりいただけるものと思えます。さて、もしもすべてにだめと言われますならば、法にしたがって不返転の決意で淡々と町民に信を問わざるを得ません。賢明なる議員の皆様のご判断を仰ぎたく思います。

最後に、言い過ぎや言葉の足りない点がありました。このことについてお詫び申し上げます。ともに、この議場で耳を傾けてくださった方々に、また署名等で走り回ってくれた仲間、そして、関心を示していただき協力していただいた町民の皆様にお礼を申し上げ終わりといたします。ありがとうございます。